

第 24 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 3 月 23 日 (金) 15 : 00 ~
場 所 総務省 10 階 総務省第 1 会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、関口委員、
藤原委員、森川委員
事務局 桜井総合通信基盤局長、
(総務省) 原口電気通信事業部長、
安藤総務課長、
古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
大村料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料の算定に関する検討) について (電気通信事業部会への報告書 (案))
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 24 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正)) について (電気通信事業部会への報告書 (案))
 - 2 件について、総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定) について (電気通信事業部会への報告書 (案))
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

- ④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書(案)のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。
- ⑤ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書(案)のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料の算定に関する検討)について(電気通信事業部会への報告書(案))

藤原委員：報告書(案)について、「別添に記述した考え方を踏まえ」とあるが、「考え方」というのがどの部分を指しているのかよく分からない。例えば、「別添に記述した検討結果を踏まえ」などの文言としたほうが良いのではないか。

事務局：別添に記述した考え方とは、資料1の2ページ以降を指したもの。ご指摘を踏まえ修正させて頂きたい。

東海主査：本件については、資料1の報告書(案)を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))について(電気通信事業部会への報告書(案))

相田委員：報告書(案)に「NTT東日本」とあるが、略称を使用することについて明記されていないので、どこかに記載するか、社名を正式名称で記載する必要がある。

事務局：ご指摘を踏まえ修正させて頂きたい。

東海主査：災害特別損失の扱いについてはこのような整理で良いか。

関口委員：このような整理で良いと思う。

東海主査：ただし、今後、他の事由に基づいて特別損失が発生した場合と今回の整理が混同されることがないようにしなければならない。今回の整理は、あくまでも、特別損失の内容が第一種指定電気通信設備に係る費用であり、本来接続料原価に算入されるべき性質のものであるという認識に基づいたもの。また、乖離額調整自体についても、将来原価方式においては本来認められるべきものではなく、「光の道」構想との兼ね合いで特例的に設定したものであることを念頭に置いておくことが必要。

本件については、資料2の報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

相田委員：調整額について、個々のメニューごとに調整しようとする、メディアコンバータのように毎年の料金水準の変動が大きくなる。今回の申請はこれで良いが、今後、もう少し大きな単位で全体として調整するという方向で、年ごとの料金水準の変動を緩和する方法を考えても良いのではないか。

東海主査：調整額制度については導入した際にも色々議論があった。ここまで厳格に個々の調整を行っている公共料金は他にないのではないか。ご指摘の点については今後の課題として残されているように思われる。

事務局：調整額については、接続料の急激な変動を生じる場合、複数年かけて調整を行うという手段も規則上認められている。

相田委員：資料3の報告書（案）の2の（3）に「NTT東日本」とあるが、先程の資料2の報告書（案）と同様に修正が必要。

事務局：ご指摘を踏まえ修正させて頂きたい。

東海主査：本件については、資料3の報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

相田委員：全体的に見てNTT東日本に比べNTT西日本の方が料金水準が高

いにかかわらず、中継局接続機能についてはNTT西日本の方が安くなっているが、この理由がお分かりであれば教えて頂きたい。

事務局：西日本の方が東日本に比べて需要の伸びが遅れていることから、ご指摘のように全体的に見ると西日本の方が東日本よりも接続料水準が高い状況となっている。ただ、中継局接続機能については、NTT東西とも需要が4ポートで一定であることから、西日本の方がコストの少ない分、最終的な接続料水準も低くなっている。なお、中継局接続機能のコストについては、Bフレッツユーザの地域IP網からNGNへのマイグレーションに伴う収容局接続機能のトラヒック増によって、ポート実績トラヒック比による共用設備コストの中継局接続機能への配賦が大きく減少したこと等の要因により、前年度比でも大きく低下している。

東海主査：本件については、資料4の報告書（案）のとおり3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

⑤ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：長期増分費用方式については、これまでの長期増分費用モデル研究会における精力的な議論を踏まえ、入力値の見直し、耐用年数の精査、NTSコストの付替え等を行い、様々な工夫がなされてきている経緯がある。前年度と比較して上昇した平成24年度接続料を見ると、接続料を抑えるための様々な工夫が限界にきて、上昇傾向に転じたと感じる。事務局として平成25年度以降の接続料水準の傾向についてどのように考えているか。

事務局：平成25年度以降の接続料水準については、需要及びその他の入力値の見直しによって大きく変動するため予断できない。平成23年度接続料と24年度接続料を比較すると、同じ第五次モデルを用いており、NTSコストの付替え等、プライシング面の措置は全く同様に実施されているため、入力値の見直しとトラヒック減の相殺により、接続料が、対前年度比約3%上昇という結果になっている。また、長期増分費用モデル研究会における第六次モデルに係る試算結果を踏まえると、第六次モデルへのモデル改修による大幅なコスト減は見込めない。すなわち、平成25年度以降の接続料水準の傾向については、第六次モデルを適用し、これまでと同様のプライシング面の措置を継続した場合、平成23年度接続料から平成24年度接続料への推移が一つの参考になるものと考えられる。

東海主査：特段の修正のご指摘はないため、本件については、資料5の報告書

(案) のとおり 3 月 2 9 日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上